

【諮問（個人）第217号】

7川情個第56号
令和8年3月26日

川崎市交通局長 水澤邦紀様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

保有個人情報開示請求に対する開示をしない旨の決定に係る審査請求について
(答申)

令和7年1月24日付け6川交庶第1486号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する開示をしない旨の決定に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2108

【217号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市交通局長が行った保有個人情報開示請求に対する開示をしない旨の決定は、これを取り消し、審査請求人本人の情報の特定に努め、開示の可否について検討すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年1月24日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関川崎市交通局長（以下「実施機関」という。）に対して、「別添車両にかかる1月23日午後6時半頃 溝の口駅南口進入時に私が映ったドライブレコーダ〔一〕の映像」について、保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は本件請求に係る情報を、「該当日時のドライブレコーダーの映像」と特定したが、当該映像に記録された情報からは審査請求人本人の個人情報であるとは特定できず、また、仮に審査請求人本人の情報であると特定できる場合も、法第78条第1項第2号に該当する不開示情報が含まれており、当該部分を容易に区分して除くことができないことから、令和6年2月7日付けで、開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年5月7日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第217号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和6年5月7日付け審査請求書及び添付書類、令和7年11月12日付け受領の意見書及び添付書類等並びに令和7年12月12日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分について、処分庁はその理由を法第78条第1項第2号に該当するとしている。その理由として開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているため、当該部分を容易に区分して除くことができないとしている。
- (2) しかし、これらには全く理由がない。処分庁はまず令和6年3月29日付けFAXにおいて「横断歩道上の歩行者」を確認している。しかし、この歩行者に審査請求人が含まれるか否かについて、審査請求人の当時の服装の色・形、その他容姿に関する情報を何ら持ち合わせておらなくとも、審査請求人が詳しい日時、場所、運転手の所作等を述べているので推定が可能である。

今日のデジタル技術の革新で、肉眼では確認困難な粗い画像等から鮮明化、抽出、その他解析できる可能性が高いと推認できる。これらの技術を駆使すれば他人の情報にボカシ加工等施す等、区分も可能である。仮に動画での開示が尚困難であれば、動画中抽出した幾枚かの静止画での開示が可能であろう。静止画であれば、殊更デジタル技術に頼らず、従来の黒塗り加工等のアナログ技術でより容

【217号】

易に対応しうる。

以上に時間を要するのであれば、法第83条第2項により決定期間を延長できるにもかかわらず、実施しないことは著しく怠惰である。

4 実施機関の主張要旨

令和6年7月25日付け弁明書及び令和7年10月10日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る文書については、本件業務の実施に当たって取得した、バスの周囲や運転手の映像、バスの速度等を記録したドライブレコーダーの映像（以下「本件対象公文書」という。）である。映像データの取扱いについては「川崎市交通局ドライブレコーダー取扱いマニュアル」に基づき厳正に運用している。
- (2) 本件対象公文書には、全般にわたり、通行者の顔等個人に関する情報が記録されているものの、審査請求人の氏名等、審査請求人本人を識別可能な情報は記録されておらず、審査請求人からの申立内容のみでは本件対象公文書が審査請求人本人の情報であると特定することはできない。

審査請求人は、審査請求人が詳しい日時、場所、運転手の所作等を述べているので、「横断歩道上の歩行者」が審査請求人であるとの推定が可能である旨主張するが、あくまでも「推定」が可能であって「特定」はできない。

また、本件対象公文書に全般に記録されている通行者の顔等について、画質の関係上、明瞭に記録されていないが、本件請求は記録された日時を指定した請求であることから、通行者の持ち物の映像等ほかの情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものである。

したがって、仮に本件対象公文書が審査請求人本人の情報であると特定できる場合も、法第78条第1項第2号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報が含まれており、当該部分を容易に区分することはできないから、開示しないこととしたものである。

- (3) 審査請求人は、静止画での開示が可能である旨主張するが、そもそも本件対象公文書は審査請求人本人の情報であると特定することはできない。

また、静止画であっても、全般にわたり通行者の顔等、バス車内外の様子が記録されていることは動画と変わりはなく、このような情報を開示することにより、ドライブレコーダーの死角等が明らかとなり、バス車内における痴漢や故意に車体に接触し交通事故を装うといった、いわゆる「当たり屋行為」をはじめとする種々の犯罪が可能になる等、バスの安全運行に支障を及ぼすことにより、バス事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。更に、運転手や乗客、周囲の通行者に危険が及ぶ可能性もあり、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれや、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法第78条第7号ロ及びト並びに川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条

【217号】

また、実施機関によれば、現在設置されているパソコンでは不開示情報が記録されている部分を容易に取り除くことはできないとのことであった。審査会としても、実施機関に設置されているパソコンの性能や不開示情報が記録されている部分を取り除くためのコスト負担等の事情を考慮すれば、本件対象公文書から不開示情報が記録されている部分を容易に取り除くことができないと判断せざるを得ない。

しかし、審査請求人が主張するように、最近のデジタル技術の急速な進展に伴い、映り込んだ人物や背景のボカシ加工等が一般的にも容易になっていること、今後本件請求のような映像や動画の開示請求が増加すると思われることから、実施機関においてはデジタル技術の環境変化を踏まえた対応策を検討することが望ましい。

(3) 静止画での開示について

実施機関は、審査請求人が求める静止画であっても、開示することによって、ドライブレコーダーの死角等が明らかとなり、市バスが安全に運行できない等企業経営上の正当な利益を害するおそれや公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあるとして法第78条第7号ロ及びト並びに条例第9条第2項に該当すると主張するので、以下、検討する。

審査会で本件対象公文書であるドライブレコーダーの映像を見分したところ、当該映像にはバス車内外の状況が常時記録されていることを確認した。このような映像を開示することによって、ドライブレコーダーの死角等が明らかになる可能性があり、市バスが安全に運行できない等企業経営上の正当な利益を害するおそれや公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、実施機関が主張するとおり、本件対象公文書には法第78条第7号ロ及びト並びに条例第9条第2項に該当する不開示情報が記録されていると言える。

その上で検討するに、実施機関の処分理由説明では、静止画であれば写真等と同様に不開示情報に該当する部分の黒塗りは技術的には可能であるとのことであった。よって、本件においては、実施機関は、前記(1)で述べたとおり、審査請求人本人の情報の特定に努め、法第78条第1項第2号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報やドライブレコーダーの死角等が明らかにならないように法第78条第7号ロ及びト並びに条例第9条第2項に該当する不開示情報に該当する部分を取り除いた上で、審査請求人本人が映っている静止画の開示を検討することが望まれる。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

【217号】

委	員	石	野	百合子
委	員	嘉	藤	亮
委	員	川	合	敏 樹
委	員	中	島	美砂子